

社会福祉法人 寛寿会 短期入所生活介護事業所 海南荘

重要事項説明書

(1) 事業者（法人）の概要

- < 法人名 > 社会福祉法人 寛寿会
< 代表者 > 理事長 土井添 寛史
< 所在地 > 長崎県佐世保市俵ヶ浦町210番地
< 連絡先 > 電話：0956-28-3038 Fax：0956-28-6464

(2) 事業所（施設）の概要

- < 名称 > 社会福祉法人 寛寿会（海南荘）
< 所在地 > 長崎県佐世保市俵ヶ浦町210番地
< 管理者 > 森本 直樹
< 連絡先 > 電話：0956-28-3038 Fax：0956-28-6464
< 事業所番号 > 4270200134

(3) 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

事業所は、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にあるご契約者に対し、適切な短期入所生活介護事業を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

ご契約者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご契約者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにそのご家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

4 事業所の概要

(1) 居室

居室の種類	室数	面積(一人当たりの面積)	備考
<u>一人部屋</u>	1	13.83 m ² (13.83 m ²)	ブザーを設置
<u>二人部屋</u>	2	26.12 m ² ×1室 24.92 m ² ×1室 (12.76 m ²)	ブザーを設置

(2) 主な設備

設備	室数	面積	備考
<u>食堂</u>	1	149.75 m ²	
<u>機能訓練室</u>	1	62 m ²	
<u>一般浴室</u>	1	41 m ²	
<u>特別浴室</u>	1	30 m ²	
<u>医務室</u>	1	9 m ²	
<u>静養室</u>	1	11.96 m ²	

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、佐世保市の日野・光海・愛宕・野崎中学校区とします。但し、それ以外の地域にお住まいの方も相談に応じます。

5 施設の職員体制

従事者の職種	人数(人)	区 分				備 考
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
施 設 長	1		1			介護老人福祉施設 通所介護と兼務
生 活 相 談 員	1		1			介護老人福祉施設と 兼務
介 護 職 員	18		14		4	介護老人福祉施設と 兼務
介 護 補 助 員	5		2		3	
看 護 職 員	4		2		2	介護老人福祉施設 通所介護と兼務
医 師	1				1	介護老人福祉施設と 兼務
栄 養 士	1		1			介護老人福祉施設と 兼務
機能訓練指導員	4		2		2	看護職員が兼務
計画作成担当者 (介護支援専門 員)	1		1			介護老人福祉施設 介護支援専門員と兼 務

6 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制
施 設 長	正規の勤務時間帯 (08:30 ~ 17:50) 常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯 (08:30 ~ 17:50) 常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 (08:30 ~ 17:50) 常勤で勤務
介 護 職 員	<p>日 勤 (08:10~17:30) 夜 勤 (17:00~翌朝 9:30)</p> <p>早出 1 (06:00~15:00) 早出 2 (07:00~16:00)</p> <p>遅出 1 (09:30~18:50) 遅出 2 (12:00~21:00)</p> <p>※昼間帯 (08:10~17:30) は、原則として職員 1 名あたり 3 名のお世話をします。</p> <p>※夜間帯 (21:00~06:00) は、原則として職員 1 名あたり 2 7 名のお世話をします</p>

看護職員 (機能訓練指導員 兼務職員も含む)	日勤 (08:10~17:30) 早出1 (06:00~15:00) 早出2 (07:00~16:00) 遅出1 (09:30~18:50)
医師	週1回 (14:00~15:30)
栄養士	常勤で勤務 (08:30~17:50)

7 施設サービスの内容と利用料金

(1) 基準介護サービス

ア サービス内容

種類	内容
居室の提供	
短期入所生活介護 計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
食事	<p>栄養士の立てる献立表により、栄養とご契約者の身体状況及び生活のリズムに配慮し、概ね下記の時間に食事を提供します。</p> <p>朝食 8:00 ~ 昼食 12:00 ~ 夕食 17:00 ~</p>
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で材がとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	ご契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え 整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週1回実施します。
口腔ケア	毎食後、必ず口腔ケアの援助をします
機能訓練	機能訓練指導員によりご契約者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の対価を防止するよう努めます。
健康管理	<p>嘱託医師による往診があります。</p> <p>体調不良などある場合は、随時受診介助を行い、緊急時にも責任をもって対応します。</p> <p>また、協力医療機関の検診により、ご契約者の健康管理に努めます。</p>
相談及び援助	ご契約者とそのご家族からのご相談に応じます。
送迎	ご契約者の心身の状態、ご家族等の事情等から見て送迎を行うことが必

	要な場合、送迎を行います。
--	---------------

イ 利用料金〈1日当たり〉

前記のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割（介護保険割合証 1割負担の方）が介護保険から給付されます。料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。但し、但し、一定以上の所得のある方は、8割給付（2割自己負担）7割給付（3割自己負担）となる場合があります。

【料金表】〈多床室〉 1割負担の場合

1 要介護度とサービス利用料金	要介護1 6,030円	要介護2 6,720円	要介護3 7,450円	要介護4 8,150円	要介護5 8,840円
2 うち、介護保険から給付される金額	5,427円	6,048円	6,633円	7,254円	7,866円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	603円	672円	745円	815円	884円
4 居室に係る自己負担額（滞在費）	915円				
5 食費に係る自己負担額（食費）	1,600円				
6 負担額合計（3+4+5）	3,188円	3,187円	3,260円	3,330円	3,399円

〈従来型個室〉 1割負担の場合

1 要介護度とサービス利用料金	要介護1 6,030円	要介護2 6,720円	要介護3 7,450円	要介護4 8,150円	要介護5 8,840円
2 うち、介護保険から給付される金額	5,427円	6,048円	6,633円	7,254円	7,866円
3 サービス利用に係る自己負担額（1-2）	603円	672円	745円	815円	884円
4 居室に係る自己負担額（滞在費）	1,231円				
5 食費に係る自己負担額（食費）	1,600円				
6 負担額合計（3+4+5）	3,434円	3,503円	3,576円	3,646円	3,715円

☆ 食費は、朝食・昼食・夕食の提供の有無により1日当たりの料金が異なります。

朝食	415円
昼食	610円
夕食	575円

○その他の加算 ※加算額の9割が介護保険から給付されます。但し、負担割合の割合による。

1 種類及び料金	送迎加算 (片道) 1,840円	サービス提供体制強化加算 180円/日	療養食加算 80円/回	介護職員等処遇改善加算 (1月当たり)
2 うち、介護保険から給付される金額	1,656円	162円/日	72円/回	自己負担合計金額の14.0%

☆ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となりますので、認定証を提示して下さい。

☆ 高齢者虐待の発生又はその再発防止のための取組として、指針整備や虐待防止委員会の開催、定期的な職員研修、上記措置の担当者の設置等を行っていない場合は、上記金額の 99/100 となります。

☆ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、上記金額の 99/100 となります。

【滞在費・食費の段階区分別負担額】（日額）

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、ショートステイの滞在費・食費の負担が軽減されます。

対象者		段階区分	居住費		食費
			(多床室)	(個室)	
生活保護受給者		利用者負担			
世帯全員	高齢福祉年金受給者	段階 1	0 円	380 円	300 円
及び別世帯の 配偶者が 市町村民税 非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階 2	370 円	480 円	390 円
	利用者負担第 2 段階以外の方 (課税年金収入が 80 万円超 120 万円未満の方など)	利用者負担 段階 3-①	430 円	880 円	1,000 円
	市民税世帯非課税者であって、年金収入等の合計が 120 万円を超える方	利用者負担 段階 3-②	430 円	880 円	1,300 円
	上記以外の方	利用者負担 段階 4	915 円	1,231 円	1,600 円

(2) (1) 以外のサービス

利用料の全額を負担していただきます。

種類	内容	利用料
特別な食事	ご希望に基づいて特別な食事を提供します。	実費をご負担 いただきます。
理容	毎月 1～2 回、美容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。	実費をご負担 いただきます。
クリーニング	衣類等のクリーニングを外注にて行っております。	実費をご負担 いただきます。
日常生活品の 購入代行	歯ブラシ、衣服、電池等日用品の購入の代金をさせていただきます。	実費をご負担 いただきます。

☆ その他短期入所生活介護の中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご契約者に負担させることが適当と認められる費用は、ご契約者の負担となります。

8 利用料等のお支払方法

毎月末日までの利用料等を「7. 短期入所生活介護の内容と利用料金」に記載の金額を基に算定し、利用料請求書により請求致しますので、翌月末日までに現金にてお支払い下さい。

9 サービス提供における事業者の義務

- (1) ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
 ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録等を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (2) 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって、知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
- (3) ご契約者の求めに対して、介護サービス提供に関する記録等、いつでも開示します。記録については、利用終了した日から5年間保管します。

10 サービス事業者及び公的機関の苦情等相談窓口

提供したサービスにかかるご契約者及びその家族からの相談又は苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

事業者	社会福祉法人 寛寿会 介護老人福祉施設 海南荘 佐世保市俵ヶ浦町210番地 電話 0956-28-3038 ファックス 0956-28-6464 苦情解決責任者 施設長 森本 直樹 苦情受付担当者 生活相談員 石田 愛
公的機関	佐世保市長寿社会課 介護保険総合相談窓口 佐世保市高砂町5番1号 電話 0956-24-1111
	長崎県国民健康保険団体連合会 長崎市今博多町8番地2 電話 095-826-7291

11 苦情解決の仕組み

相談及び苦情に円滑且つ適切に対応するための体制手順は以下のとおりです。

苦情解決責任者	(職名:施設長) (氏名:森本 直樹)				
苦情受付担当者	(職名:生活相談員) (氏名:日比生孔明) (辞令: <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無)				
第三者委員の設置	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無				
苦情解決の手順	受付担当者 ↓ 解決	対象部 ↓ 責任者 ↓ 解決	管理 ↓ 者 ↓ 解決	決 第三 者 ↓ 委員 (立会) ↓ 解	県 運 営 ↓ 適 正 化 委 員 会 ↓ 指 示

12 緊急時等における対応方法

入所中に病状の急変などあった場合は、速やかにご契約者の主治医、当事業所 協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護 援事業所等へ連絡をします。

病院名及び所在地	吉本内科医院 佐世保市春日町30-39
----------	------------------------

協力医療機関	電話番号	0956-24-2701
	病院名及び 所在地 電話番号	医療法人 愛和会 村上内科病院 佐世保市城山町3-21 0956-24-3508
		医療法人 誠愛会 佐世保記念病院 佐世保市鹿子前町104 0956-28-1111

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防火設備	別途定める「消防計画」にのっとり年3回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、ご契約者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	パッケージ型 自動消火設備	あり	屋内消火栓	あり
	防火扉・シャッター	4個所	自動火災報知機	あり
	誘導灯	11個所	ガス漏れ探知機	あり
	カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しています。			
防火管理者	職名：施設長 氏名：森本 直樹			

事業者は、非常災害時の業務継続に向けた具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制や業務が継続できる体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難・救出・業務継続等の必要な訓練を実施します。

1.4 事故発生の防止及び事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての会議（カンファレンス）を定期的に行い、従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行います。
- (4) 事業者は、上記の事故発生防止の措置を適切に実施するための責任者を選任します。
- (5) 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご契約者家族・佐世保市及び関係各機関並びにご契約者の後見人及びそのご家族又は身元引受人に連絡を行うと伴に、必要な措置を講じます。

1.5 損害賠償について

- (1) 前項において、事故によりご契約者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにご契約者の損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- (2) 前項の場合において、当該事故発生につきご契約者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

1.6 感染症対策及び衛生管理等について

- (1) 事業者は、施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針（マニュアル）を整備します。
- (2) 事業者は、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。また、施設介護職員その他の従業員に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 事業者は、感染症発生及びまん延時の対応に関する指針（マニュアル）を作成し、感染症

発症時関係機関への通報及びゾーニングや連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に必要な訓練を実施します。

- (4) 施設の用に供する食器類、備品、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

17 高齢者虐待について

事業者は、ご契約者の人権擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) ご契約者の人権、プライバシーの保護、虐待防止のため指針（マニュアル）を作成し、従業員教育を行います。
- (2) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を図ります。
- (5) 事業者は、サービス提供中に当該事業者又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者（佐世保市）に通報します。

18 身体拘束の禁止について

- (1) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し文書による同意を得ることとします。

◎「緊急やむを得ない場合」とは

- ・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

19 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

20 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

21 短期入所生活介護利用者の遵守事項

当施設のご利用にあたっては、次の事項に従い、規律ある生活と共同生活の秩序維持に努めていただきます。

- (1) 火気の取扱には常に注意し、所定の場所以外での喫煙等をしないで下さい。
- (2) けんか、口論、その他粗暴にわたる言動はしないで下さい。
- (3) 故意に器物及び設備を破損、又は許可なく器物その他を施設外に持ち出さないで下さい。
- (4) 許可なく飲酒しないで下さい。
- (5) 日課表に従い規律ある生活を心がけて下さい。
- (6) 施設内の秩序を乱す言動は慎んで下さい。

- (7) 利用者又は家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、契約を解除することがあります。

※ご利用時の準備品等の詳細につきましては、別紙『海南荘ショートステイご利用のしおり』をご参照下さい。

同意書

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 佐世保市俵ヶ浦町210番地
事業者名 社会福祉法人 寛寿会
施設名 介護老人福祉施設 海南荘
代表者名 施設長 森本 直樹 印

説明者 職 名 生活相談員
氏 名 石田 愛 印

私は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意致し、交付を受けました。

令和 年 月 日

契約者 住 所
氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印

家 族 住 所
氏 名 印

短期入所生活介護

重要事項説明書

短期入所生活介護事業所 海南荘

社会福祉法人 寛寿会